2　組織と事務分掌　　（平成27年7月1日現在）

- 衛生研究所（42）
  - 保健科学課（20）
    - 事務係（4）
      - ・所内の予算及び決算
      - ・所内の庶務及び経理
      - ・庁舎施設・設備の維持管理
      - ・検体の受付及び収集
      - ・諸収入金の徴収
      - ・地方衛生研究所全国協議会との連絡事務
      - ・所内の環境マネジメントシステムに関すること
      - ・札幌市衛生研究所倫理審査委員会に関する総括調整
      - ・所内他課係等の所管に属しないこと
    - 微生物係（6）
      - ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく病原体検査
      - ・食品衛生法に基づく細菌検査及び食品中の抗生物質検査
      - ・食品衛生法に基づく食中毒菌及びウイルス検査
      - ・HIV抗体等の血清検査
      - ・感染症発生動向調査事業におけるウイルス検査
      - ・上記検査の調査研究
    - 母子ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ検査係（8）
      - ・新生児先天性代謝異常症マス・スクリーニング
      - ・新生児先天性甲状腺機能低下症マス・スクリーニング
      - ・新生児先天性副腎過形成症マス・スクリーニング
      - ・幼児神経芽細胞腫マス・スクリーニング
      - ・乳児胆道閉鎖症スクリーニング
      - ・妊婦甲状腺機能検査
      - ・マス・スクリーニング関連疾患依頼検査
      - ・上記検査の調査研究
    - 感染症検査担当係長（1）
      - ・感染症情報センターに関する業務
      - ・感染症発生動向調査に係る調査研究に関する業務
      - ・衛生研究所管理マニュアルに係る調整に関する業務
      - ・事業運営委員会に係る調整に関する業務
      - ・機器整備部会に関する業務
      - ・その他、感染症検査業務に係る特命事項に関すること
    - 母子スクリーニング担当課長（1）
  - 生活科学課（20）
    - 食品化学係（9）
      - ・食品衛生法に基づく食品中の添加物、重金属の検査
      - ・食品衛生法に基づく食品及び容器包装等の規格検査
      - ・食品衛生法に基づく食品中の残留農薬及び動物用医薬品等の検査
      - ・食品衛生法に基づく食品中のアレルギー物質及び放射能の検査
      - ・食品衛生法に基づく遺伝子組換え食品の検査
      - ・医薬品医療機器等法に基づく健康食品中の医薬品成分の検査
      - ・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく家庭用品の検査
      - ・上記検査の調査研究
    - 大気環境係（5）
      - ・大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質の検査
      - ・微小粒子状物質（PM2.5）の成分検査
      - ・酸性雨・酸性雪の検査
      - ・オゾン層破壊物質の検査
      - ・住環境衛生に係る検査
      - ・上記検査の調査研究
    - 水質環境係（5）
      - ・河川等公共用水域の水質検査
      - ・工場・事業場排水及び鉱山排水等の検査
      - ・河川等の底質及び土壌の検査
      - ・プール水及び公衆浴場水の検査
      - ・上記検査の調査研究